

**令和7年度農林水産物マッチング事業（流通実態調査業務）  
業務仕様書（案）**

**1 事業の目的**

東日本大震災に伴う原発事故により風評が生じた福島県産農林水産物（以下「県産農林水産物」という。）の価格水準の回復や首都圏等における県産農林水産物の取扱の拡大を図るため、卸売、外食・中食、宿泊、通販、専門小売店等の幅広い業種の仕入れ状況やニーズを調査するとともに、県内生産・加工事業者の販路拡大意向等を把握し、県産農林水産物の効果的なマッチングの取組につなげる。

**2 委託業務の内容**

**（1）農林水産物の流通実態調査**

実需者における県産農林水産物の取扱量の増加に向け、食品関連産業における農林水産物の仕入状況や県産農林水産物の取扱意向、求められる販促支援等に関する調査を行うものとし、具体的な調査の対象や内容、方法等について提案すること。なお、調査にあたっては以下の調査項目を含むものとする。

**ア 調査対象**

首都圏等の卸売、外食・中食、宿泊、通販、専門小売店等の流通事業者とする。なお、量販店や米穀専門業者については別事業の対応となるため、原則として対象から除くこと。

**イ 調査項目**

- （ア）国産農林水産物の利用状況や選定基準
  - （イ）農林水産物に対して消費者が重視するポイント
  - （ウ）県産農林水産物の取扱量や取扱の品目、仕入方法等
  - （エ）県産農林水産物の評価（味や品質等、他の産地と比較した際に競争力を感じるポイント等）
  - （オ）県産農林水産物を扱う上での課題（物量、供給体制、価格競争力、物流コスト、安全性、消費者の評価、競合産地の存在等）、求める供給体制や取引条件
  - （カ）県産農林水産物に対する安全性の認識や懸念事項
  - （キ）県産農林水産物の販売を拡大するために必要な支援やインセンティブのあり方
  - （ク）販売促進キャンペーンやプロモーションに対する意見、ギフト訴求商品の共同企画等のコラボレーションに対する意欲
- ※契約野菜の取扱状況については別事業の対応となるため除く。

**（2）福島県内の生産・加工事業者の販路拡大意向調査**

福島県内の生産・加工事業者の販路開拓の意向や、取組の現状や課題について実態調査を行うものとし、具体的な調査の対象や内容、方法等について提案すること。なお、調査にあたっては以下の調査項目を含むものとする。

**ア 調査対象**

福島県内の農業法人・農業者もしくは加工事業者等とする。

イ 調査項目

- (ア) 県産農林水産物の販路拡大意向
- (イ) 県産農林水産物の販売の現況（品目、量、販売方法等）
- (ウ) 県産農林水産物の販路拡大に向けた課題
- (エ) 県産農林水産物の販路拡大に向けて必要な支援策

(3) 調査結果を踏まえた県産農林水産物の販路拡大策の提案

(1) 及び(2)の調査結果を取りまとめ、業種や品目ごとに国産農林水産物の利用傾向や、県産農林水産物の評価や課題を抽出し、県産農林水産物の販路拡大に向けた具体的な方策について提案すること。

3 成果品

- (1) 実績報告書（最終報告書）
- (2) 提出物及び制作物

なお、各々の様式は、甲乙が協議のうえ定めることとする。

4 提出書類

乙は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を甲の指定する日までに提出しなければならない。

- (1) 着手届（様式1）
- (2) 総括責任者通知書（様式2）
- (3) 完了届（様式3）
- (4) その他、甲が業務の確認に必要と認める書類

5 総括責任者

乙は、本業務に当たって十分な経験を有する者を総括責任者として専従させなければならない。

なお、総括責任者は、本業務が終了したときは、その内容について厳密な照査検査を行い、錯誤等の修正を行わなければならない。

6 関係機関との協議

乙は、本業務の遂行上必要とする資料の収集に当たって関係機関との協力を得る場合は、あらかじめその趣旨を甲に連絡したうえでこれを行う。

7 作業等の打ち合わせ

乙は、本業務の期間において、甲との間で随時打ち合わせを行う。

8 その他

この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、甲乙が協議のうえ定める。